

やまがた企業イクボス同盟

加盟企業募集!!

Point

イクボスとは…

▶ 育児の「イク」ではなく育成の「イク」!!

部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績と結果を出し、自らも仕事と私生活を楽しむことができる経営者や上司のことです。

女性の活躍や男性の家事・育児への参画促進など、男女が共に仕事と家庭生活を両立できる社会の実現を目指し、山形県知事や経済団体などのトップが発起人となり「やまがた企業イクボス同盟」を設立しました。

現在、「やまがた企業イクボス同盟」に加盟していただける企業経営者の皆様を広く募集しておりますので、設立の趣旨に御賛同いただき、ぜひ加盟して下さるよう御案内いたします。

加盟条件

●山形県内に事業所を有し、同盟の趣旨に賛同する企業・団体等

※現在の加盟企業は県ホームページに掲載しています。

加盟企業には、
卓上のぼりをお配りします▶

発起人

山形県知事、一般社団法人山形県経営者協会会長、山形県商工会議所連合会会長、山形県商工会連合会会長、山形県中小企業団体中央会会長、山形経済同友会代表幹事、(株)山形銀行取締役頭取、(株)荘内銀行取締役頭取、(株)きらやか銀行取締役頭取

イクボスが増えれば
社会が変わる

イクボス
実践中
!!

やまがた企業
イクボス同盟

主な活動内容

●情報交換会の開催

⇒同盟企業同士が集まり、グループディスカッションなどを通じて、それぞれが抱える悩みや課題、取組みなどについて意見交換を行い、自社の取組みに役立てます。

●イクボス研修会の開催

⇒国内トップクラスの有識者を招いたイクボスに関する研修会を開催し、企業経営者や管理職の意識改革を促し、イクボスの普及・拡大を図ります。

●ワーク・ライフ・バランスの普及拡大に向けた情報発信

⇒ホームページ(やまがたイクメン応援サイト)で同盟の活動や同盟企業の取組みなどを発信し、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた更なる意識醸成を図ります。

加盟のメリット

●イクボス同盟に加盟しワーク・ライフ・バランス推進に取り組んでいることを対外的にアピールすることで、企業イメージのアップにつながり、人材確保などの面で有利に!

●情報交換会などで他社の取組みを吸収し働きやすい職場づくりにつなげることで、社員の意識向上や生産性の向上に繋がります!

参加申込

●裏面「やまがた企業イクボス同盟参加申込書」を提出してください。
(提出はメール又はFAXで)

※申込書は県ホームページからでもダウンロードできます

やまがた企業イクボス同盟

検索



問合せ
提出先

山形県子育て推進部 若者活躍・男女共同参画課(男女共同参画担当)

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 TEL:023-630-2101 FAX:023-632-8238

E-mail:ywakamono@pref.yamagata.jp

やまがた企業イクボス同盟参加申込書

平成 年 月 日

| | | | | |
|----------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 企業・団体の概要 | 名 称 | ふりがな | | |
| | 所在地 | 〒□□□□ - □□□□ | | |
| | 代表者 | | | |
| | ホームページ | 有 ・ 無 (どちらかに○) | | |
| | 業 種 | 1. 建設業 2. 製造業 3. 電気・ガス・熱供給・水道業 4. 情報通信業 5. 運輸業、郵便業 6. 卸売業、小売業 7. 金融業、保険業 8. 不動産業、物品賃貸業 | 9. 学術研究、専門・技術サービス業 10. 宿泊業、飲食サービス業 11. 生活関連サービス業、娯楽業 12. 教育、学習支援業 13. 医療、福祉 14. 複合サービス事業 15. サービス業 16. その他 | 従業員数 |
| ご担当者 | 部 署 | | 電 話 | |
| | 職・氏名 | | F A X | |
| | | | E-mail | |

注)企業・団体名及び代表者名につきましては、県のホームページや各種広報に掲載し、広く公表させていただきます。

(以下の誓約内容を確認の上、□に✓を記入してください)

この度の申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に関する下記の各号のいずれにも該当する者ではありません。また、その経営に実質的に関与している企業、事業所、法人、団体等ではありません。

- ア. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ. 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ. 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ. 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ. 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ. 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者